

四半期報告書

(第60期第3四半期)

自 平成22年10月1日
至 平成22年12月31日

株式会社 タカラトミー

東京都葛飾区立石7丁目9番10号

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	18
(4) ライツプランの内容	18
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	18
(6) 大株主の状況	18
(7) 議決権の状況	19
2 株価の推移	19
3 役員の状況	20

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	22
(2) 四半期連結損益計算書	25
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	27
2 その他	40

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第60期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社タカラトミー
【英訳名】	TOMY COMPANY, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 富山 幹太郎
【本店の所在の場所】	東京都葛飾区立石7丁目9番10号
【電話番号】	03（5654）1548（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 田島 省二
【最寄りの連絡場所】	東京都葛飾区立石7丁目9番10号
【電話番号】	03（5654）1548（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 田島 省二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第59期 第3四半期 連結累計期間	第60期 第3四半期 連結累計期間	第59期 第3四半期 連結会計期間	第60期 第3四半期 連結会計期間	第59期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高（百万円）	143,767	125,159	56,996	47,536	178,713
経常利益（百万円）	11,986	10,311	6,379	4,994	10,382
四半期（当期）純利益（百万円）	10,176	9,336	5,298	4,463	8,978
純資産額（百万円）	—	—	42,762	48,789	42,062
総資産額（百万円）	—	—	111,027	105,912	95,880
1株当たり純資産額（円）	—	—	440.36	503.08	432.90
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	109.96	99.18	56.28	47.42	96.60
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額（円）	92.26	81.82	46.40	39.11	80.72
自己資本比率（%）	—	—	37.3	44.7	42.5
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△1,092	△331	—	—	16,857
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△2,067	△2,411	—	—	△3,033
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	3,126	△1,077	—	2—	△8,538
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高（百万円）	—	—	21,308	22,339	26,638
従業員数（人）	—	—	2,478	2,627	2,572

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しております。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	2,627 [1,729]
---------	---------------

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（嘱託契約の従業員およびパートタイマーを含み、派遣社員を除いている。）は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を〔〕外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	646 [67]
---------	----------

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（嘱託契約の従業員およびパートタイマーを含み、派遣社員を除いている。）は、当第3四半期会計期間の平均人員を〔〕外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、同種の製品であっても、その容量、構造、形式等は必ずしも一様ではなく、また受注生産形態をとらず見込み生産によっております。金額も僅少な為、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため販売の状況については、「4.財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」におけるセグメントの業績に関連づけて示しております。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、緊急経済対策や消費刺激策、新興国を中心とした外需等により一部に景気の改善が見られましたが、依然として所得環境は厳しく個人消費の低迷が続きました。また、海外経済におきましても、米国の量的金融緩和策による景気回復の兆しが見られたものの、欧州における財政不安など、総じて先行き不透明な状況が続いております。

玩具業界の年末商戦におきましては、定番商品や一部のヒット商品の販売が好調に推移しましたが、市場全体では中低価格帯商品の販売が中心となる厳しい経営環境が続きました。

このような環境のもと、当社グループでは2009年度から2012年度を「改革の4年」と位置づけ、玩具事業への経営資源集中とグローバル展開を柱として新たな成長ステージに向けた改革を推進しております。中期経営計画においては、

1. アジア地域の玩具事業拡大
2. ボーイズ商品のグローバル化
3. 定番事業の強化・拡大

の3つの重点課題に取り組むことで、2013年3月期に連結営業利益率8%の達成を目指しております。

当第3四半期連結会計期間の連結売上高は、海外展開が本格化している現代版ベーゴマのメタルファイトベイブレードやトミカ、リカちゃんなどの定番商品が売上を順調に伸長させましたが、前期に急増したトランسفォーマー関連商品の売上反動減や子会社におけるテレビゲーム卸の取扱量減少などもあり、47,536百万円（前年同期比16.6%減）となり、営業利益5,000百万円（同22.4%減）、経常利益4,994百万円（同21.7%減）、四半期純利益4,463百万円（同15.8%減）となりました。

(報告セグメントの概況)

当社グループは第1四半期より、マネジメント・アプローチに基づく報告セグメントとして前年度までの所在地別セグメントによる開示と同様の情報を開示しております。

(単位：百万円)

	売上高			セグメント利益又は損失（△）		
	当第3四半期 連結会計期間	前第3四半期 連結会計期間	前年同四半期 比 増減	当第3四半期 連結会計期間	前第3四半期 連結会計期間	前年同四半期 比 増減
日本	43,201	51,714	△8,513	5,497	6,787	△1,290
欧州	2,981	3,677	△696	37	267	△230
北米	143	410	△267	△99	78	△177
アジア	7,339	6,226	1,112	401	325	75
合計	53,664	62,029	△8,364	5,836	7,459	△1,623
消去又は全社 連結	△6,128	△5,032	△1,095	△835	△1,011	176
	47,536	56,996	△9,460	5,000	6,447	△1,447

<日本>

個別業績につきましては、メタルファイト ベイブレードが、テレビアニメと連動した魅力的な新商品投入、店頭イベントの拡大、さらにはグローバル商品としてのヒット化により、売上に大きく貢献しました。定番商品では、販売40周年を迎えたトミカの「スーパー オートトミカビル」などトミカワールドシリーズ商品や、プラレールでは「きかんしゃトーマス」関連商品、リカちゃんではドールおよびハウスが売上を伸ばしました。

国内子会社で展開する事業につきましては、㈱タカラトミー アーツのガチャ事業およびぬいぐるみ事業、㈱トミーテックの鉄道模型などの販売が堅調に推移いたしました。しかしながら、トイズユニオン㈱におけるテレビゲーム卸の取扱量減少やアパレル事業の㈱ティンカーベルでの販売不振など、一部玩具周辺事業が苦戦いたしました。

以上の結果、売上高43,201百万円（前年同期比16.5%減）、営業利益5,497百万円（同19.0%減）となりました。

<欧州>

7月からトミカの欧州販売を開始し好評を博するとともに、イタリア・ロシアなど中規模市場での販売が堅調

に推移いたしました。しかしながら、全体としては、個人消費の低迷によるクリスマス商戦での売上不振や、ライセンス契約が終了した「きかんしゃトーマス」関連商品を代替する新規商材の立ち上げに時間がかかっていることなどにより、売上高は2,981百万円（前年同期比18.9%減）、営業利益37百万円（同86.1%減）となりました。

＜北米＞

9月末からトミカの北米市場への出荷がはじまりましたが、テレビゲームソフトは既存商品に特化した販売を行っており、売上高143百万円（前年同期比65.1%減）、営業損失99百万円（前年同期営業利益78百万円）となりました。

＜アジア＞

メタルファイト ベイブレードにつきましては、香港では10月に「ベイブレード ギネス世界記録イベント」の開催、韓国ではテレビアニメシリーズ2作目の放送がスタートするなど、積極的なマーケティング展開を進め、関連商品の販売も好調に推移いたしました。定番商品では、12月に中国 上海においてトミカのモデル店舗をオープンさせ拡販を進めるなど、玩具販売が堅調に推移し、生産コストの上昇要因はあるものの、売上高7,339百万円（前年同期比17.9%増）、営業利益401百万円（同23.2%増）となりました。

財政状態（連結）の変動状況は次のとおりであります。

＜資産＞

流動資産は、前連結会計年度末に比較して10,624百万円増加し、72,757百万円となりました。これは主として現金及び預金が減少した一方で受取手形及び売掛金が増加したことによるものです。

固定資産は、前連結会計年度末に比較して571百万円減少し、33,058百万円となりました。これは主として株式相場の下落を受け、投資有価証券の時価が減少したことによるものです。

＜負債＞

流動負債は、前連結会計年度末に比較して4,311百万円増加し、34,151百万円となりました。これは主として短期借入金の増加によるものです。

固定負債は、前連結会計年度末に比較して1,006百万円減少し、22,970百万円となりました。これは主として社債の約定償還および長期借入金の約定弁済を行ったことによるものです。

＜純資産＞

純資産は、前連結会計年度末に比較して6,726百万円増加し、48,789百万円となりました。これは主として利益剰余金の増加によるものです。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」）は、第2四半期連結会計期間末に比較して1,438百万円増加し、22,339百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは1,528百万円の収入となりました。これは主として、税金等調整前四半期純利益4,844百万円、減価償却費1,090百万円、未払金の増加768百万円、未払費用の増加706百万円、たな卸資産の減少586百万円等による資金の増加に対し、売上債権の増加6,622百万円等による資金の減少があつたことによるものです。

なお、当第3四半期連結累計期間では、税金等調整前四半期純利益、減価償却費、仕入債務の増加等による資金の増加に対し、売上債権の増加、たな卸資産の増加、法人税等の支払等による資金の減少があり、331百万円の支出となっております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは959百万円の支出となりました。これは主として、有形固定資産の取得785百万円および無形固定資産の取得280百万円等による資金の減少があつたことによるものです。

なお、当第3四半期連結累計期間では、有形固定資産の取得および無形固定資産の取得等による資金の減少があり、2,411百万円の支出となっております。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは929百万円の収入となりました。これは主として、短期借入金の増加（純額）3,453百万円等による資金の増加に対し、長期借入金の返済1,711百万円および配当金の支払633百万円等による資金の減少があつたことによるものです。

なお、当第3四半期連結累計期間では、短期借入金の増加（純額）による資金の増加に対し、長期借入金の返済、社債の償還、配当金の支払等による資金の減少があり、1,077百万円の支出となっております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

＜当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について＞

当社は、平成19年6月26日に開催されました当社第56回定時株主総会にて、決議いただきました旧対応方針は、平成22年6月23日開催の当社第59回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結時をもってその有効期間が満了いたしましたが、当社では、かねてより旧対応方針の更新について検討を進め、平成22年5月11日開催の当社取締役会において、旧対応方針の導入後の実務の動向を踏まえ、旧対応方針の内容を改定した新しい対応方針（以下、「本対応方針」という。）として買収防衛策を継続することを決定し、本定時株主総会にて承認されました。

当社といたしましては、当社株式に対する大規模な買付行為がなされた際に、買付けに応じるか否かを株主の皆様が適切に判断するための情報を得ること、当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、あるいは、その性質上企業価値に対する脅威となる買収を阻止すること等により、当社の企業価値の向上に資せず、株主の皆様共同の利益に反する買付行為を防ぐための一定のルールが必要であると考え、本対応方針として買収防衛策を継続するものです。

1. 本対応方針の概要

本対応方針の概要は以下に記載するとおりですが、本対応方針の詳細については、当社ホームページ掲載の平成22年5月11日付けプレスリリース「当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご覧下さい。

（参考URL：<http://www.takaratomy.co.jp/company/release/ir/index.html>）

（1）特別委員会の設置

本対応方針においては、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置の発動または不発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その客觀性および合理性を担保するため、当社が意向表明書を受領し、または対象買付者が出現する可能性があると当社取締役会が判断した場合、その他これらに準ずる事由により当社取締役会が特別委員会を設置する必要があると判断した場合、別に定める特別委員会規則に従い、当社取締役会から独立した組織である特別委員会を設置します。特別委員会の委員は、3名以上とし、当社社外取締役および社外監査役の中から選ばれた者がこれに就任いたします。

（2）手続の概要

本対応方針は、①本対応方針の適用の対象となる当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者（以下、「対象買付者」といいます）が、事前に当該大規模買付行為等に関する情報を当社に対して提供しなければならないこと、②提供された情報等に基づき特別委員会が対抗措置の発動または不発動等に関する勧告を行うこと、③当該勧告を受けて当社取締役会が対抗措置の不発動に関する決議を行うまでの間、対象買付者およびそのグループは大規模買付行為等を実施することができないこと、④対象買付者が本対応方針に定める手続を遵守しない場合、または、本対応方針に定める手続を遵守した場合であっても、一定の場合は当社取締役会が、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、また、特別委員会が対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合には、当社株主総会の判断に従い、大規模買付行為等に対し対抗措置を発動することを決議できること等をその内容としております。

（3）対抗措置の概要

当社取締役会が対抗措置を発動する旨の判断をする場合には、その決議に基づき、新株予約権を新株予約権無償割当て（会社法第277条以下）の方法によって、一定の日における全ての株主の皆様に対して割り当て、または、その他法令若しくは当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うこととします。

（4）本対応方針の継続手続

本対応方針の継続については、株主の皆様の意思を反映するため、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するため、一定の場合には当社株主総会の承認決議を経るものとしております。そこで、当社は、本定時株主総会に当社定款第18条第2項を新設することを含めた定款変更議案を付議し株主の皆様の承認をいただきましたので、当社株主総会は対抗措置の発動に関する承認決議を行う法的権限を有することになります。

2. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、「われらの優良な商品で世界の市場をにぎわせよう。」、「誠意と努力は他を益し自己の幸福の基となる。」を創業理念とし掲げ、創業以来、「製品の安全品質」はもちろん「遊びの品質」においてもより優良なものを子供たちに提供し、「健全な子供文化の育成」に努めてまいりました。お蔭様でお客様の多大な信頼を受け、「プラレール」、「トミカ」、「リカちゃん」、「チョロQ」など多数の商品が世代間を越えたロングセラー商品として当社の貴重な財産となっております。当社の創業理念は、会社の根幹を成すものであり、当社のみならず当社グループにおいて脈々と引き継がれています。創業理念の実現に向かって進むべき羅針盤として、次の企業理念を定めました。

「 すべての『夢』の実現のために

　　こどもたちの『夢』の実現のために

　　わたしたちの『夢』の実現のために

　　株主の『夢』の実現のために

　　パートナーの『夢』の実現のために

　　社会の『夢』の実現のために

　　わたしたちは新しい遊びの価値を創造します。 」

「すべての『夢』の実現のために」に向けた当社グループの行動が、将来に向かって当社の企業価値を最大化するものであり、それが、株主価値の最大化に繋がるものであると考えています。当社グループでは、今後も新しい遊びの価値の創造や製品品質の向上を図り、将来を担う子供たちのために「健全な子供文化の育成」を当社の使命として真摯に受け止め、その実現により「タカラトミー」ブランド価値の更なる向上を推進しております。「タカラトミー」ブランドを光り輝かせるブランド価値経営は、全てのステークホルダーの「夢」の実現を可能にするものであると確信しております。そのため、当社株式を大量に買い付ける提案を受けた場合には、その買付けが、ステークホルダーの方々の共感を得て脈々と引き継がれてきた当社の創業理念や企業理念、当社および当社グループの企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を適切・的確に判断するために当該買付者の提案する事業計画の内容とその実現可能性・適法性、当社のステークホルダーに与える影響、当社および当社グループの企業価値に及ぼす影響、さらには、当社の将来計画への影響を十分に把握して判断する必要があります。

当社取締役会は、上記要素に鑑みて、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大規模な取得行為や買収提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えています。

3. 基本方針の実現に資する特別な取組み及び本対応方針についての取締役会の判断及びその理由

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社の「中長期経営戦略」、「コーポレートガバナンスの強化」等の各施策は、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを直接の目的とするものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、当社取締役会は、当該取組みが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損ない、または当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(2) 本対応方針について

本対応方針は、①株主および投資家の皆様並びに買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するため、事前の開示がなされていること、②本対応方針による買収防衛策の導入に関して、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ているため、本対応方針の発効について株主の皆様の意思が反映されており、また、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合には本対応方針はその時点で廃止されるものとしているため、本対応方針の存続も株主の皆様の意思に係らしめられていること、③本対応方針に定める対抗措置の発動または不発動等に関する当社取締役の恣意的な判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役および社外監査役によって構成される特別委員会を設置し、その客観的な判断を最大限に尊重し、特別委員会が当社取締役会に対して行う勧告において、対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、当社株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り速やかに当社株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものとし、本対応方針に定める対抗措置の発動・不発動を決定するものとされていること、④合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置を発動することができないようになされていること等から、当社取締役会は、本対応方針が、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損ない、または当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、538百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	384,000,000
計	384,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数（株） (平成22年12月31日)	提出日現在発行数（株） (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	96,290,850	96,290,850	東京証券取引所 (市場第一部)	(注)1 (注)2
計	96,290,850	96,290,850	—	—

(注) 1. 「提出日現在」欄の発行数には、平成23年2月1日以降提出日までの潜在株式の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

2. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。
なお、単元株式は100株であります。

(2)【新株予約権等の状況】

① 会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成19年3月6日取締役会決議

2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債 (平成19年3月23日発行)	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権付社債の残高（百万円）	7,000	
新株予約権の数（個）	70	
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数（株）	11,363,636	
新株予約権の行使時の払込金額（円）	616	
新株予約権の行使期間	平成20年3月23日から 平成24年3月23日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 資本組入額	616 308
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部について行使請求することはできない ものとする。	
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより、社債または新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

(注) 1. 新株予約権付社債の社債権者が新株予約権を行使したときは社債の金額の償還に代えて当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があつたものとみなします。

2. 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 株価の下落により新株予約権の転換価額が下方に修正された場合、新株予約権の目的となる株式の数が増加します。

(2) 転換価額の修正の基準および頻度

平成21年3月23日および平成22年3月23日(以下「それぞれの日を修正日」といいます。)時点で有効な転換価額が、修正日の直前の60連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均価額(以下「時価」といいます。)を1円を超えて上回っていた場合、転換価額は時価に修正されます。ただし、時価が当初転換価額の80%を下回っているときは、修正後の転換価額は当初転換価額の80%とします。同基準に基づき、平成21年3月23日より転換価額を修正しております。

(3) 転換価額の下限および新株予約権の目的となる株式の数の上限

① 転換価額の下限：616円

② 新株予約権付の目的となる株式の数の上限

11,363,636株 (平成22年12月31日現在の普通株式の発行済株式総数の11.80%)

ただし、本新株予約権の行使により生じる単元未満株については行使請求に際して買取請求があつたものとして現金を交付するものとします。

(4) 当社の決定による本新株予約権付社債の全額繰上償還を可能とする旨の条項はありません。

(5) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

新株予約権の一部行使はできません。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

特にありません。

平成21年5月25日取締役会決議

2014年満期転換社債型新株予約権付社債 (平成21年6月10日発行)	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	4,900
新株予約権の数（個）	49
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	7,993,474
新株予約権の行使時の払込金額（円）	613
新株予約権の行使期間	平成22年6月11日から 平成26年6月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 613 資本組入額 307
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより、社債または新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権付社債の社債権者が新株予約権を行使したときは社債の金額の償還に代えて当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があつたものとみなします。

2. 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 株価の下落により新株予約権の転換価額が下方に修正された場合、新株予約権の目的となる株式の数が増加します。

(2) 転換価額の修正の基準および頻度

平成22年6月10日、平成23年6月10日および平成24年6月10日(以下それぞれの日を「修正日」といいます。)時点で有効な転換価額が、修正日の直前(当日を含みます。)の60連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均価額(以下「平均終値」といいます。)を1円を超えて上回っていた場合、転換価額は、修正日の直後に到来する取引日に、平均終値に修正されます。ただし、平均終値が当初転換価額の80%を下回っているときは、修正後の転換価額は当初転換価額の80%とします。なお、上記転換価額修正の計算においては、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。

(3) 転換価額の下限および新株予約権の目的となる株式の数の上限

① 転換価額の下限：490円40銭

② 新株予約権の目的となる株式の数の上限

9,991,843株(平成22年12月31日現在の普通株式の発行済株式総数の10.38%)

ただし、本新株予約権の行使により生じる単元未満株については行使請求に際して買取請求があつたものとして現金を交付するものとします。

(4) 当社の決定による本新株予約権付社債の全額繰上償還を可能とする旨の条項はありません。

(5) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

新株予約権の一部行使はできません。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

特にありません。

平成21年5月25日取締役会決議

2024年満期転換社債型新株予約権付社債 (平成21年6月10日発行)	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	400
新株予約権の数（個）	4
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	652,528
新株予約権の行使時の払込金額（円）	613
新株予約権の行使期間	平成22年6月11日から 平成36年6月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 613 資本組入額 307
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより、社債または新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権付社債の社債権者が新株予約権を行使したときは社債の金額の償還に代えて当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があつたものとみなします。

2. 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 株価の下落により新株予約権の転換価額が下方に修正された場合、新株予約権の目的となる株式の数が増加します。

(2) 転換価額の修正の基準および頻度

平成22年6月10日(以下「修正日」といいます。)の直前(当日を含みます。)の60連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均価額(以下「平均終値」といいます。)が、修正日時点で有効な転換価額の80%以下である場合、転換価額は、修正日の翌日以降、修正日時点で有効な転換価額の80%に修正されます。また、平均終値が、修正日時点で有効な転換価額の80%超90%以下である場合、転換価額は、修正日の翌日以降、修正日時点で有効な転換価額の90%に修正されます。なお、転換価額の算出においては、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てます。同基準による修整の条件に該当しなかつたため、転換価額は修正しておりません。

(3) 転換価額の下限および新株予約権の目的となる株式の数の上限

① 転換価額の下限：613円

② 新株予約権の目的となる株式の数の上限

652,528株(平成22年12月31日現在の普通株式の発行済株式総数の0.68%)

ただし、本新株予約権の行使により生じる単元未満株については行使請求に際して買取請求があつたものとして現金を交付するものとします。

(4) 当社の決定による本新株予約権付社債の全額繰上償還を可能とする旨の条項はありません。ただし、当社は、平成22年6月11日以降のいずれかの日(以下「任意取得日」といいます。)に、任意取得日の1ヶ月前までに本社債権者に対し事前の通知(撤回不能、以下「任意取得通知」といい、取得通知を行った日を「任意取得通知日」といいます。)を行うことにより、任意取得日現在において残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を、交付財産(下記に定義します。)と引換えに取得することができます。当社が本新株予約権付社債の一部を取得する場合、代表取締役による抽選により、取得する本新株予約権付社債を決定するものとします。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、本社債の払込金額の総額を各取得事由に基づく取得の効力が生じる日における転換価額(転換価額が調整又は修正された場合には当該調整又は修正後の転換価額)で除した数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。また、計算の結果単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算します。)をいいます。

また、当社は、下記(i)乃至(iii)に定める事由が生じた日(以下「一定事由取得日」といいます。)に、一定事由取得日現在において残存する本新株予約権付社債の全部を、交付財産と引換えに取得します。

(i) 倒産決定

当社、又は当社の資産の重要な部分に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の決定があつたとき。

(ii) 倒産自己申立

当社による、当社、又は当社の資産の重要な部分に関して、支払いの停止又は特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する手続開始の決定の申立て(日本国外における同様の申立てを含みます)があつたとき。

(iii) 信用不安事由等の発生

当社に下記いずれかの事由が発生したとき。

- ① 解散の決議を行い、又は解散命令を受けたとき。
- ② 営業を廃止したとき。
- ③ 第1回目の手形不渡りを出したとき。
- ④ 当社の重要な資産に対して仮差押え、保全差押え又は差押えの命令若しくは通知(日本国外における同様の手続を含みます。)が当社に対して送達されたとき、又は保全差押え若しくは差押えの執行を命じる裁判の送達が当社に対して行なわれたとき。

また、当社は、平成36年6月7日に、残存する本新株予約権付社債の全部を、交付財産と引換えに取得します。

(5) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

新株予約権の一部行使はできません。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

特にありません。

② 会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年7月18日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数（個）	9,540
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	954,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	745
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日から 平成25年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 745 資本組入額 373
新株予約権の行使の条件	権利を付与された者は取締役または使用人の地位を失った後も権利の行使可能。また、被付与者が死亡した場合には相続人が権利の行使可能。ただし、いずれの場合にも権利付与対象者との間で締結する権利付与契約に定める条件による。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成19年7月18日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数（個）	9,430
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	943,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	745
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成25年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 745 資本組入額 373
新株予約権の行使の条件	権利を付与された者は取締役または使用人の地位を失った後も権利の行使可能。また、被付与者が死亡した場合には相続人が権利の行使可能。ただし、いずれの場合にも権利付与対象者との間で締結する権利付与契約に定める条件による。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成21年8月4日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数（個）	8,988
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	898,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）	816
新株予約権の行使期間	平成23年9月2日から 平成27年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 816 資本組入額 408
新株予約権の行使の条件	権利を付与された者は取締役または使用人の地位を失った後も権利の行使可能。また、被付与者が死亡した場合には相続人が権利の行使可能。ただし、いずれの場合にも権利付与対象者との間で締結する権利付与契約に定める条件による。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成21年8月4日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数（個）	8,988
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	898,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）	816
新株予約権の行使期間	平成25年7月1日から 平成27年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 816 資本組入額 408
新株予約権の行使の条件	権利を付与された者は取締役または使用人の地位を失った後も権利の行使可能。また、被付与者が死亡した場合には相続人が権利の行使可能。ただし、いずれの場合にも権利付与対象者との間で締結する権利付与契約に定める条件による。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成22年11月 2 日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数（個）	5,181
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	518,100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	676
新株予約権の行使期間	平成24年12月 2 日から 平成28年 6 月 30 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 676 資本組入額 338
新株予約権の行使の条件	権利を付与された者は取締役または使用人の地位を失った後も権利の行使可能。また、被付与者が死亡した場合には相続人が権利の行使可能。ただし、いずれの場合にも権利付与対象者との間で締結する権利付与契約に定める条件による。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成22年11月 2 日取締役会決

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数（個）	4,853
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	485,300
新株予約権の行使時の払込金額（円）	676
新株予約権の行使期間	平成26年 7 月 1 日から 平成28年 6 月 30 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 676 資本組入額 338
新株予約権の行使の条件	権利を付与された者は取締役または使用人の地位を失った後も権利の行使可能。また、被付与者が死亡した場合には相続人が権利の行使可能。ただし、いずれの場合にも権利付与対象者との間で締結する権利付与契約に定める条件による。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)	第3四半期会計期間 (平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数（株）	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額（百万円）	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（百万円）	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (株)	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高（百万円）
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	—	96,290,850	—	3,459	—	6,050

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、株式会社インデックスから平成22年12月3日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成22年11月29日現在で2,000千株処分し4,707千株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、株式会社インデックスの大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者	株式会社インデックス
住所	東京都世田谷区太子堂4-1-1
保有株券等の数	株式 4,707,996株
株券等保有割合	4.89%

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 2,151,500	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 93,233,800	932,338	同上
単元未満株式	普通株式 905,550	—	同上
発行済株式総数	96,290,850	—	—
総株主の議決権	—	932,338	—

(注) 1. 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,700株（議決権の数37個）含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式47株が含まれております。

②【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社タカラトミー	東京都葛飾区立石 7-9-10	2,151,500	—	2,151,500	2.23
計	—	2,151,500	—	2,151,500	2.23

(注) 平成22年12月31日現在の自己保有株式数は2,152,341株であります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	735	734	716	709	697	679	674	678	703
最低（円）	704	630	667	656	592	631	610	614	638

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	22,620	26,929
受取手形及び売掛金	30,215	18,299
有価証券	264	264
商品及び製品	11,158	9,418
仕掛品	397	306
原材料及び貯蔵品	1,123	1,080
繰延税金資産	3,853	3,533
その他	3,585	2,654
貸倒引当金	△462	△354
流动資産合計	72,757	62,132
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	13,145	13,363
減価償却累計額	△7,318	△7,430
減損損失累計額	△421	△453
建物及び構築物（純額）	5,405	5,480
機械装置及び運搬具	2,418	1,618
減価償却累計額	△1,484	△1,350
減損損失累計額	△0	△0
機械装置及び運搬具（純額）	933	267
工具、器具及び備品	26,876	29,248
減価償却累計額	△25,256	△27,642
減損損失累計額	△101	△109
工具、器具及び備品（純額）	1,517	1,496
土地	9,813	9,830
リース資産	2,957	3,344
減価償却累計額	△1,463	△1,733
減損損失累計額	△136	△136
リース資産（純額）	1,358	1,475
建設仮勘定	387	1,070
有形固定資産合計	19,415	19,620
無形固定資産		
のれん	※ 105	—
その他	1,992	1,809
無形固定資産合計	2,097	1,809
投資その他の資産		
投資有価証券	3,693	4,139
繰延税金資産	4,736	4,634
その他	3,445	3,780
貸倒引当金	△329	△354
投資その他の資産合計	11,545	12,199
固定資産合計	33,058	33,629

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
繰延資産		
社債発行費	95	118
繰延資産合計	95	118
資産合計	105,912	95,880
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	12,013	10,627
短期借入金	7,295	3,031
1年内返済予定の長期借入金	824	2,410
1年内償還予定の社債	1,550	1,850
リース債務	1,016	1,205
未払金	4,610	4,956
未払費用	3,888	4,073
未払法人税等	383	518
引当金	277	607
繰延税金負債	9	13
その他	2,282	545
流動負債合計	34,151	29,840
固定負債		
社債	2,310	3,290
新株予約権付社債	12,300	12,300
長期借入金	2,214	2,388
リース債務	446	431
繰延税金負債	1,096	1,097
再評価に係る繰延税金負債	632	632
退職給付引当金	2,467	2,276
その他の引当金	239	239
負ののれん	—	※ 79
その他	1,263	1,242
固定負債合計	22,970	23,977
負債合計	57,122	53,818

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間末
(平成22年12月31日)

前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成22年3月31日)

純資産の部

株主資本		
資本金	3,459	3,459
資本剰余金	6,744	6,823
利益剰余金	42,378	34,344
自己株式	△1,319	△1,318
株主資本合計	51,261	43,309
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	126	299
繰延ヘッジ損益	△665	43
土地再評価差額金	△7	△6
為替換算調整勘定	△3,355	△2,892
評価・換算差額等合計	△3,902	△2,555
新株予約権	356	230
少数株主持分	1,073	1,078
純資産合計	48,789	42,062
負債純資産合計	105,912	95,880

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	143,767	125,159
売上原価	99,156	82,589
売上総利益	44,610	42,569
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	1,912	1,446
保管費	1,910	2,082
広告宣伝費	6,561	6,666
給料手当及び賞与	9,941	10,181
研究開発費	1,718	1,552
支払手数料	1,732	1,721
その他	8,741	8,701
販売費及び一般管理費合計	32,518	32,352
営業利益	12,091	10,217
営業外収益		
受取利息及び配当金	64	62
負ののれん償却額	321	349
その他	371	346
営業外収益合計	758	759
営業外費用		
支払利息	315	202
為替差損	274	211
持分法による投資損失	54	43
その他	217	207
営業外費用合計	862	665
経常利益	11,986	10,311
特別利益		
固定資産売却益	5	11
投資有価証券売却益	48	—
役員退職慰労引当金戻入額	42	—
貸倒り引当金戻入額	35	42
子会社清算益	—	79
その他	11	13
特別利益合計	143	147
特別損失		
固定資産売却損	2	6
固定資産除却損	141	205
投資有価証券評価損	232	54
減損損失	208	18
前渡金清算損	178	—
子会社清算損	—	93
その他	108	96
特別損失合計	872	475
税金等調整前四半期純利益	11,257	9,984
法人税等	1,011	622
少数株主損益調整前四半期純利益	—	9,361
少数株主利益	69	25
四半期純利益	10,176	9,336

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	56,996	47,536
売上原価	38,896	31,259
売上総利益	18,100	16,276
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	831	570
保管費	768	786
広告宣伝費	2,565	2,550
給料手当及び賞与	3,288	3,351
研究開発費	600	536
支払手数料	586	533
その他	3,010	2,946
販売費及び一般管理費合計	11,652	11,275
営業利益	6,447	5,000
営業外収益		
受取利息及び配当金	14	12
負ののれん償却額	104	129
その他	103	129
営業外収益合計	222	271
営業外費用		
支払利息	98	66
為替差損	103	126
持分法による投資損失	26	13
その他	62	71
営業外費用合計	291	277
経常利益	6,379	4,994
特別利益		
固定資産売却益	—	3
貸倒引当金戻入額	9	9
その他	1	0
特別利益合計	11	13
特別損失		
固定資産除却損	137	48
投資有価証券評価損	7	21
減損損失	191	—
前渡金清算損	178	—
子会社清算損	—	93
その他	109	0
特別損失合計	623	163
税金等調整前四半期純利益	5,767	4,844
法人税等	432	345
少数株主損益調整前四半期純利益	—	4,498
少数株主利益	36	34
四半期純利益	5,298	4,463

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	11,257	9,984
減価償却費	2,810	3,089
減損損失	208	18
投資有価証券評価損益（△は益）	233	54
支払利息	315	202
売上債権の増減額（△は増加）	△19,394	△12,357
たな卸資産の増減額（△は増加）	△354	△2,080
仕入債務の増減額（△は減少）	3,828	1,568
未払金の増減額（△は減少）	△86	162
未払費用の増減額（△は減少）	△10	△78
その他	980	△100
小計	△212	462
利息及び配当金の受取額	65	62
利息の支払額	△318	△204
法人税等の支払額	△626	△651
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,092	△331
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△118	—
定期預金の払戻による収入	595	11
有形固定資産の取得による支出	△1,305	△2,093
有形固定資産の売却による収入	27	22
無形固定資産の取得による支出	△933	△886
投資有価証券の取得による支出	△220	△5
子会社株式の取得による支出	△4	△3
その他	△109	543
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,067	△2,411
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△543	4,407
長期借入金の返済による支出	△954	△2,267
社債の償還による支出	△1,303	△1,280
新株予約権付社債の発行による収入	5,246	—
株式の発行による収入	50	—
配当金の支払額	△895	△1,290
自己株式の取得による支出	△5,833	—
自己株式の処分による収入	8,428	—
その他	△1,066	△647
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,126	△1,077
現金及び現金同等物に係る換算差額	△115	△334
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△149	△4,155
現金及び現金同等物の期首残高	21,492	26,638
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△34	△155
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	11
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 21,308	※ 22,339

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)</p>
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1)連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間において、(株)ユーワースは(株)ユニオントライマーケティングを吸収合併しております。(株)トミーダイレクトおよびティーチーラボ(株)は、重要性がなくなったため、連結の範囲から除外しております。 第2四半期連結会計期間において、(株)タカラアミューズメントは事業清算により連結の範囲から除外しております。 当第3四半期連結会計期間において、TOMY YUJIN EUROPE LTD.は事業清算により連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2)変更後の連結子会社の数 25社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1)「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。 これによる経常利益および税金等調整前四半期純利益への影響はありません。</p> <p>(2)資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益および経常利益はそれぞれ12百万円、税金等調整前四半期純利益は36百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は80百万円であります。</p> <p>(3)企業結合に関する会計基準等の適用 第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)

「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「定期預金の預入による支出」は、前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりましたが、重要性が減少したため、当第3四半期連結累計期間では「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めております。なお、当第3四半期連結累計期間の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「定期預金の預入による支出」は、△1百万円であります。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「自己株式の取得による支出」は、前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりましたが、重要性が減少したため、当第3四半期連結累計期間では「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めております。なお、当第3四半期連結累計期間の「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「自己株式の取得による支出」は、△1百万円であります。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「自己株式の処分による収入」は、前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりましたが、重要性が減少したため、当第3四半期連結累計期間では「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めております。なお、当第3四半期連結累計期間の「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「自己株式の処分による収入」は、0百万円であります。

当第3四半期連結会計期間
(自 平成22年10月1日
至 平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日 内閣府令第5号）の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	一般債権の貸倒見積高の算定方法については、当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略して前四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
4. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※ のれんと負ののれんは相殺表示しております。	※ のれんと負ののれんは相殺表示しております。
のれん 701百万円	のれん 853百万円
負ののれん △595	負ののれん △932
相殺後のれん 105	相殺後負ののれん △79

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
記載すべき事項はありません。	記載すべき事項はありません。

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
記載すべき事項はありません。	記載すべき事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目的金額との関係 (平成21年12月31日現在)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目的金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 21,553百万円	現金及び預金勘定 22,620百万円
有価証券 264	有価証券 264
計 21,818	計 22,885
預入期間が3箇月を超える定期預金 △444	預入期間が3箇月を超える定期預金 △481
譲渡性預金（NCD）を除く有価証券 △64	譲渡性預金（NCD）を除く有価証券 △64
現金及び現金同等物 21,308	現金及び現金同等物 22,339

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 96,290,850株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,152,341株

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 356百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	658	7.00	平成22年3月31日	平成22年6月24日	利益剰余金
平成22年11月2日 取締役会	普通株式	658	7.00	平成22年9月30日	平成22年12月9日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	玩具事業 (百万円)	玩具周辺事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	33,840	22,816	339	56,996	—	56,996
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	946	324	4	1,275	(1,275)	—
計	34,786	23,141	343	58,271	(1,275)	56,996
営業利益又は営業損失(△)	7,440	75	△0	7,514	(1,066)	6,447

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	玩具事業 (百万円)	玩具周辺事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	88,897	53,785	1,084	143,767	—	143,767
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	2,710	965	6	3,683	(3,683)	—
計	91,608	54,751	1,090	147,450	(3,683)	143,767
営業利益	14,507	217	3	14,728	(2,637)	12,091

(注) 1. 事業区分は、製品の種類・性質・製造方法・販売市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業の主な製品

- (1) 玩具事業……………幼児玩具、男児玩具、女児玩具、カード、ホビー、生活雑貨用品
- (2) 玩具周辺事業……………カプセル玩具、家庭用ゲームソフト、玩具菓子、キッズ/ベビー/アパレル、デジタルコンテンツ
- (3) その他事業……………各種販売事業等

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	51,331	3,677	410	1,576	56,996	—	56,996
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	382	△0	—	4,649	5,032	(5,032)	—
計	51,714	3,677	410	6,226	62,029	(5,032)	56,996
営業利益	6,787	267	78	325	7,459	(1,011)	6,447

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	130,621	8,454	863	3,827	143,767	—	143,767
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	1,250	3	—	18,273	19,527	(19,527)	—
計	131,872	8,458	863	22,100	163,294	(19,527)	143,767
営業利益	13,041	411	50	1,176	14,679	(2,587)	12,091

(注) 1. 国または地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国または地域

欧州 : イギリス、フランス

北米 : アメリカ合衆国

アジア : 中国、タイ等

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	欧州	北米	アジア	その他	計
I 海外売上高（百万円）	3,719	2,329	2,000	119	8,168
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	—	56,996
III 海外売上高の連結売上高に占める割合（%）	6.5	4.1	3.5	0.2	14.3

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	欧州	北米	アジア	その他	計
I 海外売上高（百万円）	10,148	9,598	6,144	665	26,557
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	—	143,767
III 海外売上高の連結売上高に占める割合（%）	7.1	6.7	4.3	0.5	18.5

(注) 1. 国または地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な国または地域

欧州：イギリス、フランス等

北米：アメリカ合衆国等

アジア：中国、韓国等

その他：中南米等

3. 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、玩具および玩具周辺事業（ベンディング事業、家庭用ゲームソフト、キッズアパレル、映像等）を、国内外にて展開しております。

当社グループは、中期経営戦略の最重点課題のひとつとして「グローバル展開の強化」を掲げ、日本・欧州・北米・アジアの4極体制を確立し、グローバル市場対応の商品開発・生産・物流プロセスを徹底させつつ、地域特性に応じた価格戦略、マーケティング体制、戦略的アライアンスの活用等を推進しております。

このような状況を踏まえ、当社グループは第1四半期より、マネジメント・アプローチに基づく報告セグメントとして前年度までの所在地別セグメントによる開示と同様の情報を開示しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日） (単位:百万円)

	日本	欧州	北米	アジア	合計
売上高					
外部顧客への売上高	112,816	7,174	609	4,559	125,159
セグメント間の内部売上高又は振替高	931	3	8	17,870	18,813
計	113,747	7,178	617	22,430	143,973
セグメント利益又は損失（△）	11,737	△13	△0	982	12,706

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日） (単位:百万円)

	日本	欧州	北米	アジア	合計
売上高					
外部顧客への売上高	42,819	2,979	143	1,594	47,536
セグメント間の内部売上高又は振替高	381	1	△0	5,744	6,128
計	43,201	2,981	143	7,339	53,664
セグメント利益又は損失（△）	5,497	37	△99	401	5,836

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	12,706
セグメント間取引消去	77
全社費用（注）	△2,560
その他の調整額	△5
四半期連結損益計算書の営業利益	10,217

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	5,836
セグメント間取引消去	23
全社費用（注）	△833
その他の調整額	△25
四半期連結損益計算書の営業利益	5,000

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

1. 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役11名、当社監査役5名、当社従業員170名 関係会社取締役55名、関係会社従業員286名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 518,100株
付与日	平成22年12月1日
権利確定条件	付与日（平成22年12月1日）以降、権利確定日（平成24年12月1日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成22年12月1日から平成24年12月1日まで
権利行使期間	平成24年12月2日から平成28年6月30日まで
権利行使価格（円）	676円
付与日における公正な評価単価（円）	137円

	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役11名、当社監査役5名、当社従業員170名 関係会社取締役55名、関係会社従業員286名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 485,300株
付与日	平成22年12月1日
権利確定条件	付与日（平成22年12月1日）以降、権利確定日（平成26年6月30日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成22年12月1日から平成26年6月30日まで
権利行使期間	平成26年7月1日から平成28年6月30日まで
権利行使価格（円）	676円
付与日における公正な評価単価（円）	139円

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
503.08円	432.90円

2. 1 株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 109.96円	1株当たり四半期純利益金額 99.18円
潜在株式調整後 1株当たり四半期 純利益金額 92.26円	潜在株式調整後 1株当たり四半期 純利益金額 81.82円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益（百万円）	10,176	9,336
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益（百万円）	10,176	9,336
期中平均株式数（千株）	92,551	94,139
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額（百万円）	2	2
（うち支払利息（税額相当額控除後））	(2)	(2)
普通株式増加数（千株）	17,777	20,009
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	提出会社 新株予約権 5銘柄 潜在株式の数 4,488千株	—

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 56.28円	1株当たり四半期純利益金額 47.42円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 46.40円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 39.11円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	5,298	4,463
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	5,298	4,463
期中平均株式数(千株)	94,138	94,139
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	0	0
(うち支払利息(税額相当額控除後))	(0)	(0)
普通株式増加数(千株)	20,072	20,009
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	提出会社 新株予約権 3銘柄 潜在株式の数 2,566千株	—

2 【その他】

平成22年11月2日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………658百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………7円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成22年12月9日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

株式会社タカラトミー

取締役会 御中

あづさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 哲也 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮木 直哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカラトミーの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タカラトミー及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

株式会社タカラトミー

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 哲也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮木 直哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカラトミーの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タカラトミー及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【会社名】	株式会社タカラトミー
【英訳名】	TOMY COMPANY, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 富山 幹太郎
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役 三浦 俊樹
【本店の所在の場所】	東京都葛飾区立石7丁目9番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長富山幹太郎及び当社最高財務責任者常務取締役三浦俊樹は、当社の第60期第3四半期（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。